

# 宿泊客見舞金規程

## 【目的】

### 第1条

本規定は、宿泊客の死亡に際し、当館が弔意を表して給付する金品等に関し、必要な事項を定めたものです。

## 【死亡弔慰金】

### 第2条

当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に障害以外の事由により死亡した場合に以下に掲げる事項を実施いたします。ただし、「当館宿泊中」とは、当館にチェックインしてからチェックアウトするまでの間とします。

遺族に対して、死亡弔慰金を給付いたします。死亡弔慰金の金額は、死亡した宿泊客1名につき、10万円を限度とします。

- ①状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に、当館の役員、従業員又は当館が指定する代表者が出席いたします。
- ②状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に当館より献花等を行います。

## 【給付の期限】

### 第3条

次のいずれに該当する場合は、前条に掲げる事項を実施いたしません。

- ①宿泊客の大麻、あへん、麻薬、又は覚せい剤、シンナー等の使用によって死亡した場合
- ②宿泊客の妊娠、出産、早産又は流産が原因で死亡した場合
- ③宿泊客の自殺行為によって死亡した場合
- ④核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは各燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故が原因で発症した疾病によって死亡した場合
- ⑤前項以外の放射線照射または放射能汚染によって発症した疾病によって死亡した場合
- ⑥細菌性植物中毒によって死亡した場合

## 【書類の提出】

### 第4条

死亡した宿泊客の遺族が本規定に定めるところに従って死亡弔慰金を受け取ろうとするときは、以下の書類を当館にご提出いただくものとします。

- ①所定の死亡弔慰金請求書
- ②医師の死亡診断書または死体検案書
- ③死亡した宿泊客と死亡弔慰金を受け取る方の関係を証明する書類

## 【保険会社との契約】

### 第5条

第2条に定める死亡弔慰金の支払い等を確実にするため、その保全措置として、当館は死亡弔慰金等のすべてまたはその一部について、保険会社と保険契約を締結することがあります。

株式会社 欽山

住所：〒651-1401 兵庫県神戸市北区有馬町 1302-4

電話番号：078-904-0701 ・ FAX 番号：078-904-1548